

現在位置：[トップページ](#) > [東京都の取組・対応](#) > [災害の情報・対応状況](#) > [東京都新型コロナウイルス感染症対策本部報](#) > [第1787報—第1837報（令和3年3月18日—3月24日）](#) > (第1791報) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく施設の使用制限の命令を行った施設について

甲第27号証

(第1791報) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく施設の使用制限の命令を行った施設について

令和3年3月18日 16時00分

都は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、令和3年1月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条第1項に基づき政府が発出した「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を受け、同月8日から緊急事態宣言が解除されるまでの間、都における緊急事態措置として、飲食店、遊興施設等に対して、法第24条第9項に基づく施設の使用制限（営業時間短縮）について、協力の要請を行ってきました。

また、法第24条第9項に基づく協力の要請に応じず、施設の使用を継続している施設について、法第45条第2項に基づく施設の使用制限（営業時間短縮）の要請を行ってきました。

本日、法第45条第2項要請に応じず、施設の使用を継続している27施設について、法第45条第3項に基づく施設の使用制限の命令を行いましたので、お知らせします。

このページに関するお問い合わせ

《東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター》

電話番号：03-5388-0567

開設時間：9時から19時まで（土日祝日含む毎日）

※おかけ間違いにご注意ください。

ID 1013284

[前の緊急ニュース](#)

[次の緊急ニュース](#)